

一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年12月1日

日本赤十字社高知県支部

事務局長 行宗 昭一

1. 工事概要

(1) 工 事 名 日本赤十字社高知県支部旧社屋及びプレハブ解体工事

※ この工事は、高知市建築物耐震対策緊急促進事業解体工事補助金の交付決定を受けた場合に実施するものである。

(2) 工事場所 高知県高知市丸ノ内一丁目88番地

(3) 工事内容 日本赤十字社高知県支部旧社屋及びプレハブ解体工事一式

(詳細は、別添「日本赤十字社高知県支部旧社屋及びプレハブ解体工事（解体工事特記仕様書、仕上表、図面）」、「設計書」を参照)

ア 解体工事

(ア) 旧 社 屋 構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建

建築面積 363.96㎡

延床面積 711.76㎡

(イ) プレハブ 構 造 2階建（1階部分駐車場）

2階床面積 54.53㎡

(ウ) 屋外付帯

イ 外構工事（解体後の整地・舗装及び排水設備工事）

(4) 工 期 令和6年2月～令和6年7月（予定）

(5) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2. 競争入札参加資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 当該契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

エ 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく、契約を履行しなかった者

(カ) 競争に参加する者に必要な資格の審査に当たり、虚偽の申請をした者

(キ) 前各号の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 日本赤十字社高知県支部において、総合工事の「建築一式」又は専門工事の「解体」の競争入札参加資格の認定を受けている単体の企業であること。

(3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による特定建設業の許可を受け、営業年数が継続して5年以上であること。

(4) 経営事項審査結果通知書(審査基準日が直近のもの)における建築一式又は専門工事の「解体」が800点以上であること。

(5) 平成20年4月1日以降に引渡し済である高知県内での解体工事で、以下のアを充たす同規模以上の元請としての施工実績を単体又は共同企業体の代表者(出資比率が50%以上)として有していること。

ア 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上2階建以上かつ延床面積700㎡以上の建物。

(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置し、常駐できること。

- ア 上記（５）の工事において主任技術者又は監理技術者として施工した経験を有する者。
 - イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。
 - ウ 本件入札公告の時までに３ヵ月以上の恒常的な雇用関係を有する者。
- （７）本件一般競争入札参加資格確認申請書（様式１）の提出期限の日から開札の時までの期間に、「日本赤十字社指名停止等の措置基準」に基づき、日本赤十字社から、又は高知県内で行われる解体工事の不正行為等に基づき、高知県若しくは国からの指名停止等の措置を受けていないこと。なお、高知県及び国において同一の不正行為等によって指名停止期間が異なる場合は、そのうち早期に指名停止が終了する期間を対象とした上で、上記申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に指名停止の措置を受けていないこと。
- （８）本工事に係る設計・監理業務の受託者である株式会社ライト岡田設計と資本若しくは人事面において、次の条件で関連がある者でないこと。
- ア 当該受託者の発行済株式総数の１００分の５０を超える株式を有し、又はその出資の総額の１００分の５０を超える出資をしている者。
 - イ 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者。
- （９）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- （１０）警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配している事業者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３．入札手続等

（１）担当者

所在地：〒780-0850 高知市丸ノ内一丁目7番45号 総合あんしんセンター1階

施設名：日本赤十字社高知県支部

担当者：総務課 影山 真人

T E L : 088-872-6295

F A X : 088-872-6299

メール：m-kageyama@kochi.jrc.or.jp

（２）入札説明書配付期間及び場所

期 間：令和５年１２月１日（金）～ 令和５年１２月１４日（木）

土曜、日曜及び祝日を除く 10時00分～17時00分

場 所：上記3(1)に同じ。なお、メール及び電話（上記3.(1)に同じ)にて入札説明書
配付希望の連絡をすること。

(3) 本工事にかかる一般競争入札参加資格確認申請書類の提出期間及び場所

期 間：令和5年12月1日(金)～令和5年12月15日(金)

土曜、日曜及び祝日を除く 10時00分～17時00分

場 所：上記3(1)に同じ。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

日 時：令和6年1月18日(火) 14時00分から

場 所：〒780-8562 高知市秦南町一丁目4番63-11号

高知赤十字病院 4階ホール

4. その他

(1) 入札保証金 免除とする。

(2) 契約履行保証

落札者は、請負代金額の100分の10以上の、日本赤十字社が確実と認める金融機関（金融機関の長期債格付の投資適格基準で、「B a a 2」及び「B B B」以上の格付）の債務保証、公共工事履行保証による保証、又は履行保証保険契約の締結による保証を行うこと。

(3) 火災保険付保の要否 否。

工事の完成引き渡しまでに施工一般について生じた損害の負担は、発注者に帰責事由がある時以外は受注者による。

(4) 入札の無効

本公告の示した競争入札参加資格のない者の入札、資格確認申請書等日本赤十字社に提出した書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、入札額の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札額によっては、その者により、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、有効な入札を行った他の者のうち、最低の提示をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定技術者の確認

配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

(7) 手続における交渉の有無 無。

(8) 契約書作成の要否 要。

(9) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

(10) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。

(11) 競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争入札参加資格の認定を受けていない者は上記3(3)により本件競争入札参加資格確認申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、上記2(2)に掲げる競争入札参加資格審査の認定を受け、かつ本工事に係る一般競争入札参加資格の確認を受けていなければならない。

(12) 本件競争入札参加資格があると確認された者に、経営、資産、信用の状況の変動により契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該資格の確認を取り消すことがある。

(13) 詳細は入札説明書による。